

平成19年度

十勝支庁管内市町村の普通会計決算の概要

平成20年12月

十勝支庁地域振興部地域政策課

平成19年度十勝支庁管内市町村決算の状況

1 決算規模

十勝支庁管内19市町村（1市、16町、2村）の普通会計の決算額は次のとおりとなっている。

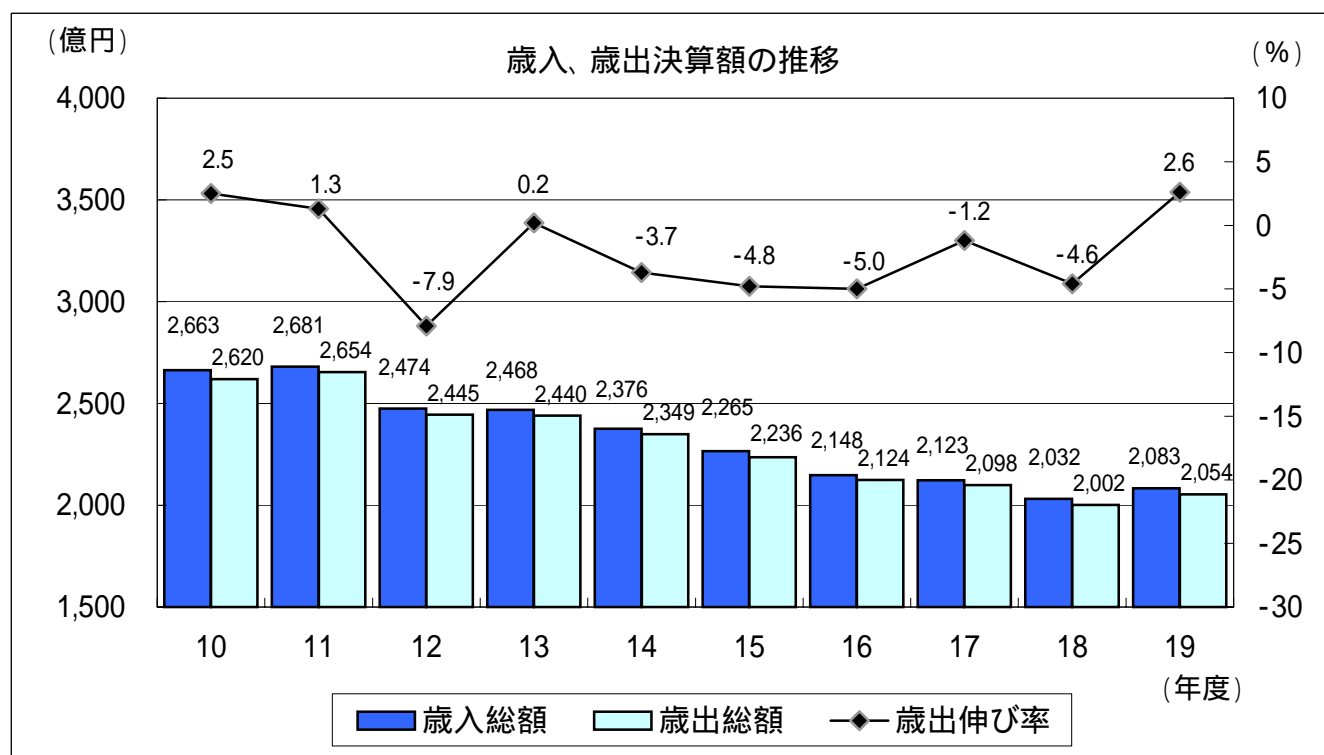
歳入 2,082億51百万円（前年度2,031億90百万円）
 歳出 2,053億62百万円（前年度2,002億29百万円）

平成18年度と比較すると、歳入は50億61百万円（2.5%）、歳出は51億33百万円（2.6%）とそれぞれ増加している。

| 区分 | 平成19年度 | 平成18年度 | 増減額 | 増減率 | 前年度増減率 |
|------|-------------|-------------|----------|-----|--------|
| 歳入総額 | 2,082億51百万円 | 2,031億90百万円 | 50億61百万円 | 2.5 | 4.3% |
| 歳出総額 | 2,053億62百万円 | 2,002億29百万円 | 51億33百万円 | 2.6 | 4.6% |

2 決算収支

歳入歳出差引額（形式収支）は28億89百万円の黒字となっている。
 形式収支から繰越明許費などの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、26億86百万円の黒字となっている。
 なお、前年度に引き続き、実質収支は管内19市町村全て黒字となっている。



3 歳入

歳入決算額の特徴としては、次のとおりである。

地方税は、市町村民税の個人分が税源移譲に伴い増加したことなどから7.7%の増加となっている。

地方交付税は、児童手当制度の拡充により社会福祉費が増加したものの、投資的経費が減少したことなどにより1.1%の減少となっている。

地方譲与税等は、税源移譲に伴う所得譲与税の廃止により23.0%の減少となっている。

地方債は、普通建設事業費の減少に伴うその財源としての地方債発行額の減少や臨時財政対策債の減少に伴い12.7%の減少となっている。

歳入決算額の状況

(単位:百万円、%)

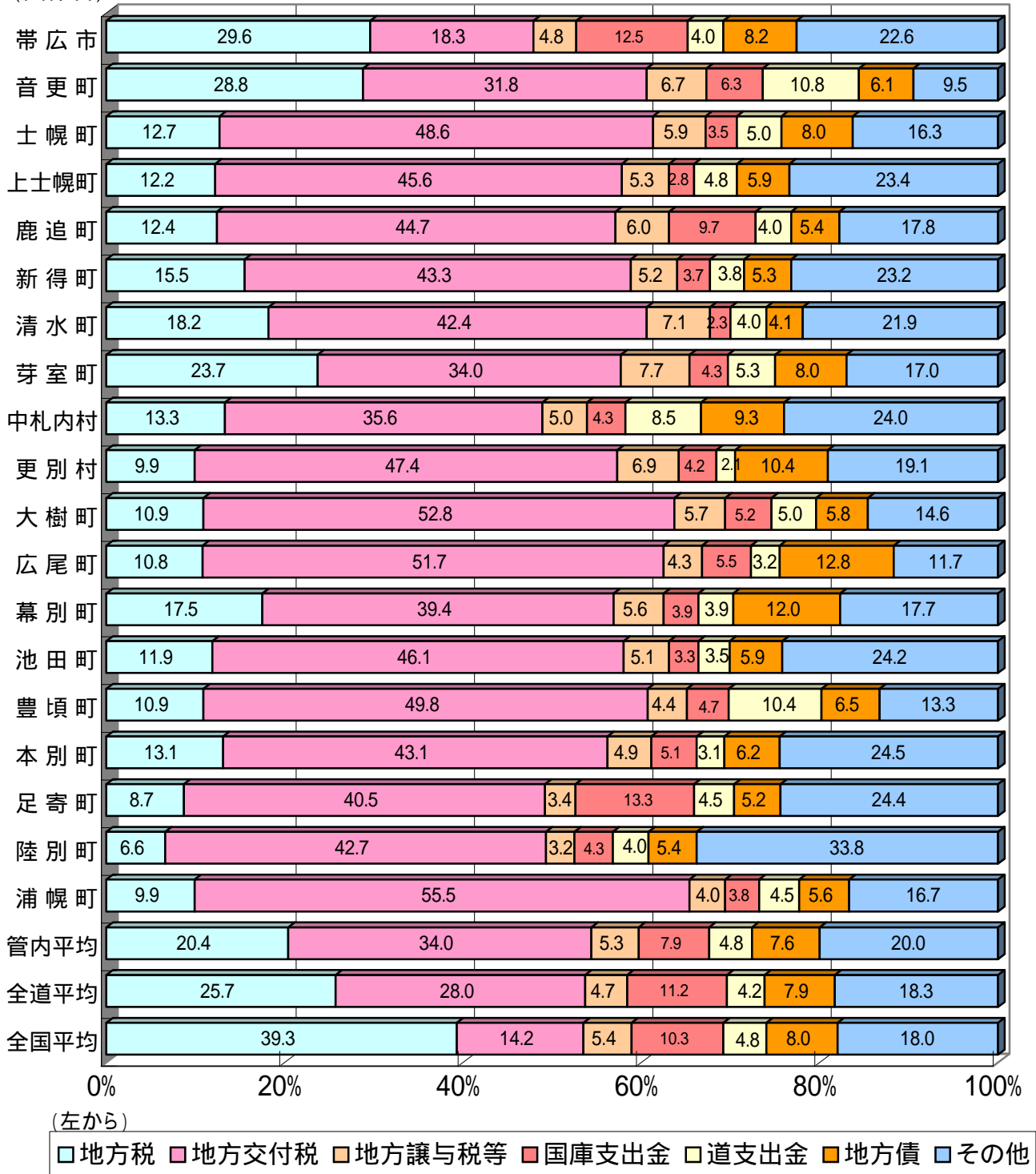
| 区 分 | 平成19年度 | | 平成18年度 | | 比較 | |
|-------------|---------|-------|---------|-------|-------|------|
| | | 構成比 | | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 地 方 税 | 42,517 | 20.4 | 39,480 | 19.4 | 3,037 | 7.7 |
| 地 方 交 付 税 | 70,760 | 34.0 | 71,557 | 35.2 | 797 | 1.1 |
| 地 方 譲 与 税 等 | 10,959 | 5.3 | 14,232 | 7.0 | 3,273 | 23.0 |
| 小計(一般財源) | 124,236 | 59.7 | 125,269 | 61.7 | 1,033 | 0.8 |
| 国 庫 支 出 金 | 16,354 | 7.9 | 15,056 | 7.4 | 1,298 | 8.6 |
| 道 支 出 金 | 10,057 | 4.8 | 9,382 | 4.6 | 675 | 7.2 |
| 地 方 債 | 15,826 | 7.6 | 18,126 | 8.9 | 2,300 | 12.7 |
| そ の 他 | 41,778 | 20.0 | 35,358 | 17.4 | 6,420 | 18.2 |
| 合 計 | 208,251 | 100.0 | 203,190 | 100.0 | 5,061 | 2.5 |

(注) 1 地方譲与税等には、「地方譲与税」の他「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式譲渡所得割交付金」、「ゴルフ場利用税交付金」、「自動車取得税交付金」、「地方消費税交付金」、「地方特例交付金等」を含んでいる。

2 国庫支出金には、「国有提供施設等所在市町村助成交付金」を含んでいる。

平成19年度歳入決算額の構成比

(団体名)



管内平均の歳入決算額の構成比を見ると、地方税の占める割合は20.4%であり、全国平均39.3%及び全道平均25.7%と比べ、それぞれ18.9ポイント、5.3ポイント下回っている。

これに対して、地方交付税の占める割合は34.0%であり、全国平均14.2%及び全道平均28.0%と比べ、それぞれ19.8ポイント、6.0ポイント上回っている。

4 歳出

歳出決算額の特徴としては、次のとおりである

義務的経費は、人件費が各団体の行政改革努力や厳しい財政状況を反映し、退職者不補充、職員給与の削減などにより、昨年度に引き続き2.3%減少しているが、扶助費、公債費が増加したため、増減率は横ばいとなっている。

投資的経費は、公共事業の抑制や事業規模の見直しなどにより普通建設事業費が引き続き抑制(0.3%)されているため、1.6%の減少となっている。

歳出構成比で見ると、普通建設事業費などの投資的経費で0.6ポイント減少しているが、その他経費で1.6ポイント増加している。

義務的経費は決算額で横ばいながら、構成比で1ポイントの減少となっている。

歳出決算額(性質別)の状況

(単位:百万円、%)

| 区 分 | 平成19年度 | | 平成18年度 | | 比較 | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|------|
| | | 構成比 | | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 義務的経費 | 88,386 | 43.0 | 88,011 | 44.0 | 375 | 0.4 |
| 人件費 | 35,323 | 17.2 | 36,172 | 18.1 | 849 | 2.3 |
| 扶助費 | 20,212 | 9.8 | 19,498 | 9.7 | 714 | 3.7 |
| 公債費 | 32,851 | 16.0 | 32,340 | 16.2 | 511 | 1.6 |
| 投資的経費 | 28,607 | 13.9 | 29,085 | 14.5 | 478 | 1.6 |
| 普通建設事業費 | 28,310 | 13.8 | 28,392 | 14.2 | 82 | 0.3 |
| うち補助事業費 | 12,760 | 6.2 | 13,162 | 6.6 | 402 | 3.1 |
| うち単独事業費 | 15,550 | 7.6 | 15,230 | 7.6 | 320 | 2.1 |
| 災害復旧事業費 | 279 | 0.1 | 669 | 0.3 | 390 | 58.3 |
| 失業対策事業費 | 18 | 0.0 | 24 | 0.0 | 6 | 23.9 |
| その他経費 | 88,369 | 43.1 | 83,133 | 41.5 | 5,236 | 6.3 |
| 物件費 | 25,345 | 12.3 | 24,913 | 12.4 | 432 | 1.7 |
| 維持補修費 | 2,881 | 1.4 | 2,985 | 1.5 | 104 | 3.5 |
| 補助費等 | 24,306 | 11.8 | 22,821 | 11.4 | 1,485 | 6.5 |
| 投資、出資、貸付金 | 11,032 | 5.5 | 10,541 | 5.3 | 491 | 4.7 |
| 繰出金 | 17,308 | 8.4 | 16,831 | 8.4 | 476 | 2.8 |
| 積立金 | 7,498 | 3.7 | 5,041 | 2.5 | 2,456 | 48.7 |
| 合 計 | 205,362 | 100.0 | 200,229 | 100.0 | 5,133 | 2.6 |

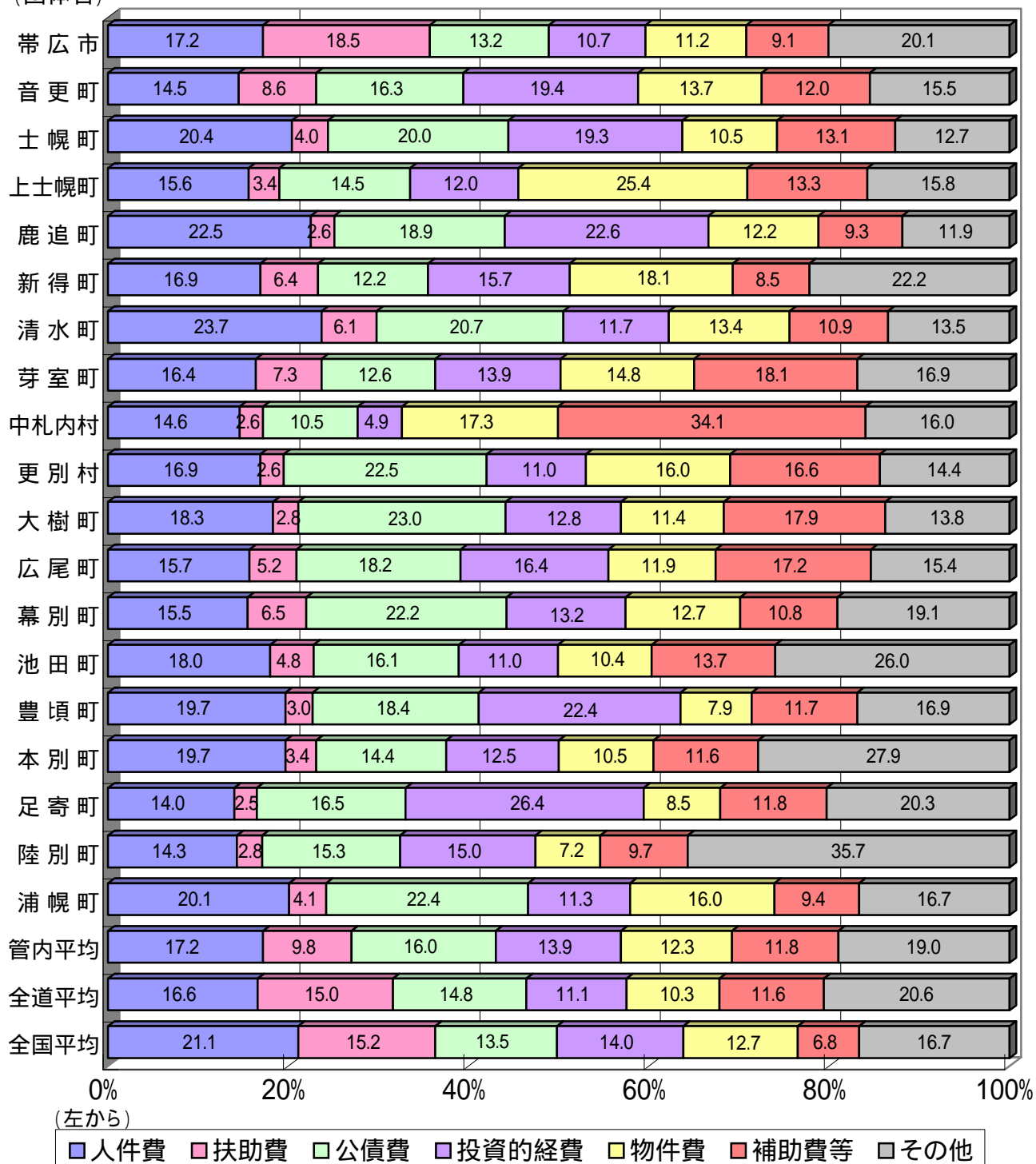
(注) 1 「うち補助事業費」には、補助事業費、国直轄事業負担金、受託事業費のうち補助事業費が含まれている。

2 「うち単独事業費」には、単独事業費、同級他団体施行事業負担金、道営事業負担金、受託事業費のうち単独事業費が含まれている。

3 各項目において端数処理をしているため、合計と内訳は一致しないことがある。

平成19年度歳出決算額の構成比

(団体名)



管内平均の歳出決算額の構成比を見ると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の占める割合は43.0%であり、全国平均49.8%及び全道平均46.4%と比べ、それぞれ6.8ポイント、3.4ポイント下回っている。

また、投資的経費の占める割合は13.9%であり、全国平均14.0%と比べ0.1ポイント下回っているが、全道平均11.1%と比べ2.8ポイント上回っている。

5 財政指標等

(1) 経常収支比率

管内市町村の経常収支比率の平均値は87.2%で前年度(86.2%)と比べ1.0ポイント上昇しているが、全国平均及び全道平均92.0%と比べ、4.8ポイント下回っている。

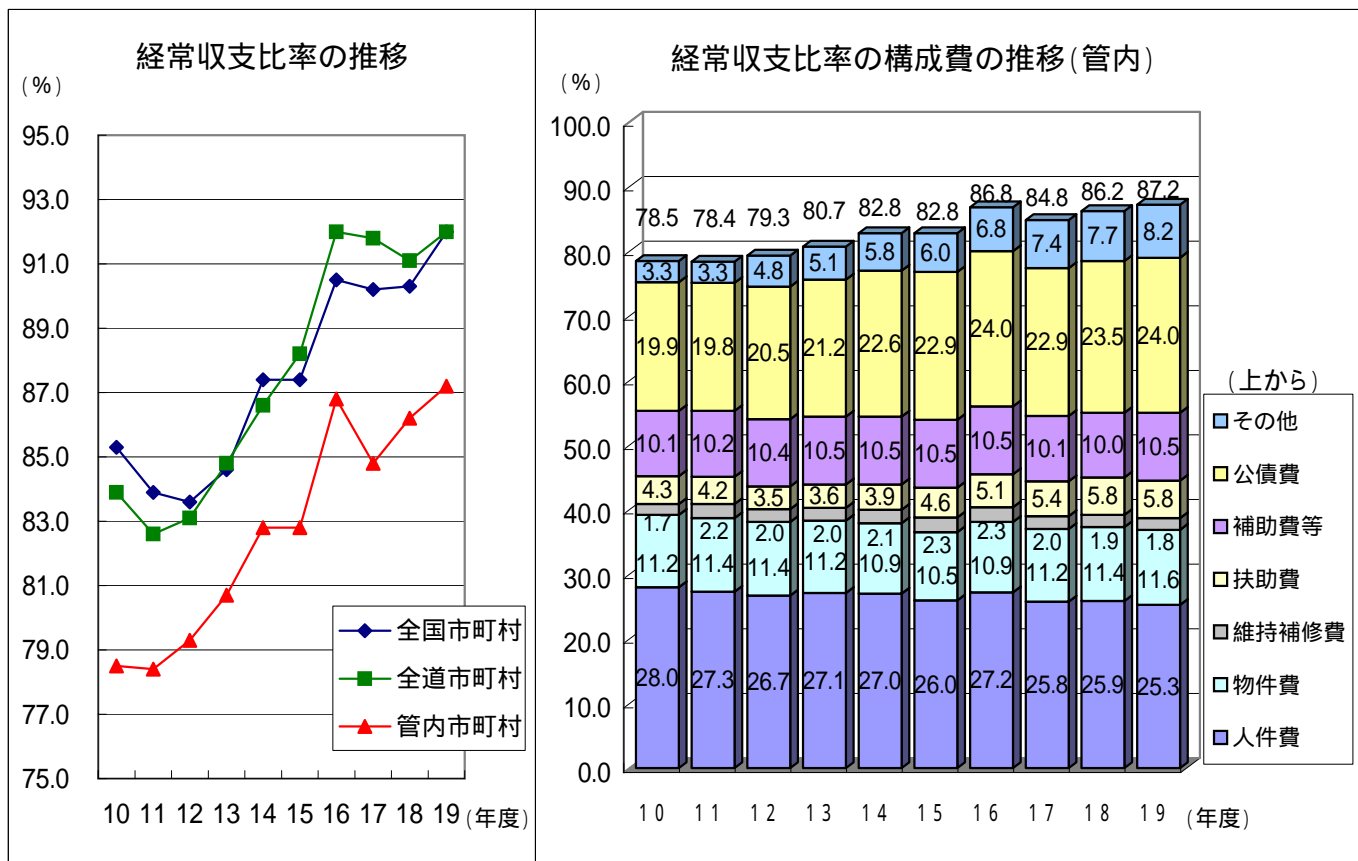
また、平成10年度と比較した場合、この10年間で8.7ポイント上昇しており、財政の硬直化があらわれている。

経常収支比率の推移

(年度、%)

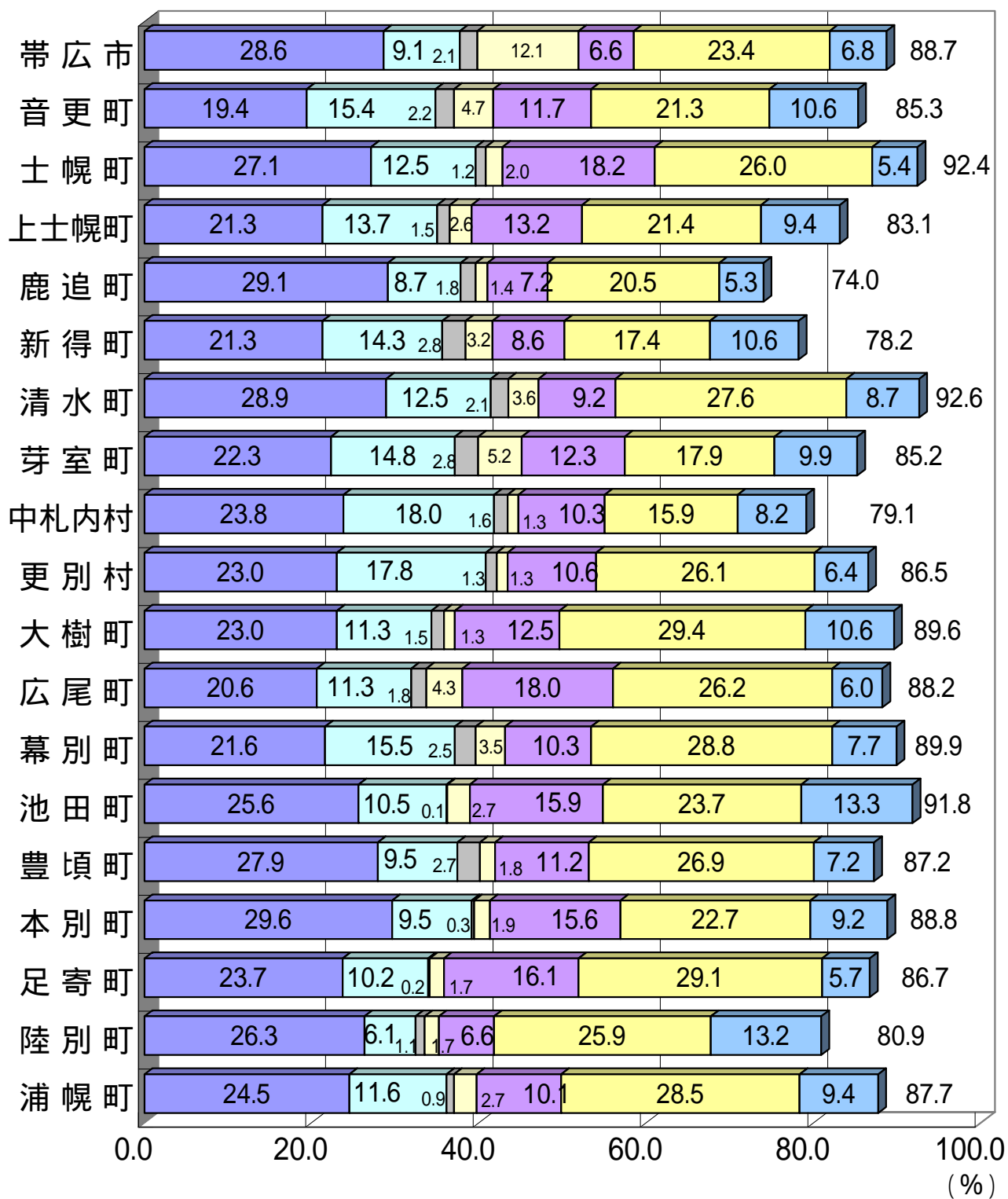
| 区分 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 管内市町村 | 78.5 | 78.4 | 79.3 | 80.7 | 82.8 | 82.8 | 86.8 | 84.8 | 86.2 | 87.2 |
| うち人件費 | 28.0 | 27.3 | 26.7 | 27.1 | 27.0 | 26.0 | 27.2 | 25.8 | 25.9 | 25.3 |
| うち扶助費 | 4.3 | 4.2 | 3.5 | 3.6 | 3.9 | 4.6 | 5.1 | 5.4 | 5.8 | 5.8 |
| うち公債費 | 19.9 | 19.8 | 20.5 | 21.2 | 22.6 | 22.9 | 24.0 | 22.9 | 23.5 | 24.0 |
| 全道市町村 | 83.9 | 82.6 | 83.1 | 84.8 | 86.6 | 88.2 | 92.0 | 91.8 | 91.1 | 92.0 |
| うち人件費 | 30.1 | 29.0 | 28.0 | 28.2 | 27.5 | 26.6 | 27.4 | 26.6 | 25.8 | 25.2 |
| うち扶助費 | 6.2 | 6.2 | 5.5 | 5.8 | 6.2 | 7.1 | 7.6 | 8.1 | 8.7 | 8.8 |
| うち公債費 | 19.8 | 19.9 | 20.4 | 21.2 | 22.3 | 23.7 | 24.4 | 24.1 | 23.7 | 23.4 |
| 全国市町村 | 85.3 | 83.9 | 83.6 | 84.6 | 87.4 | 87.4 | 90.5 | 90.2 | 90.3 | 92.0 |

(注) 加重平均である。



平成19年度経常収支比率の構成比(管内)

(団体名)

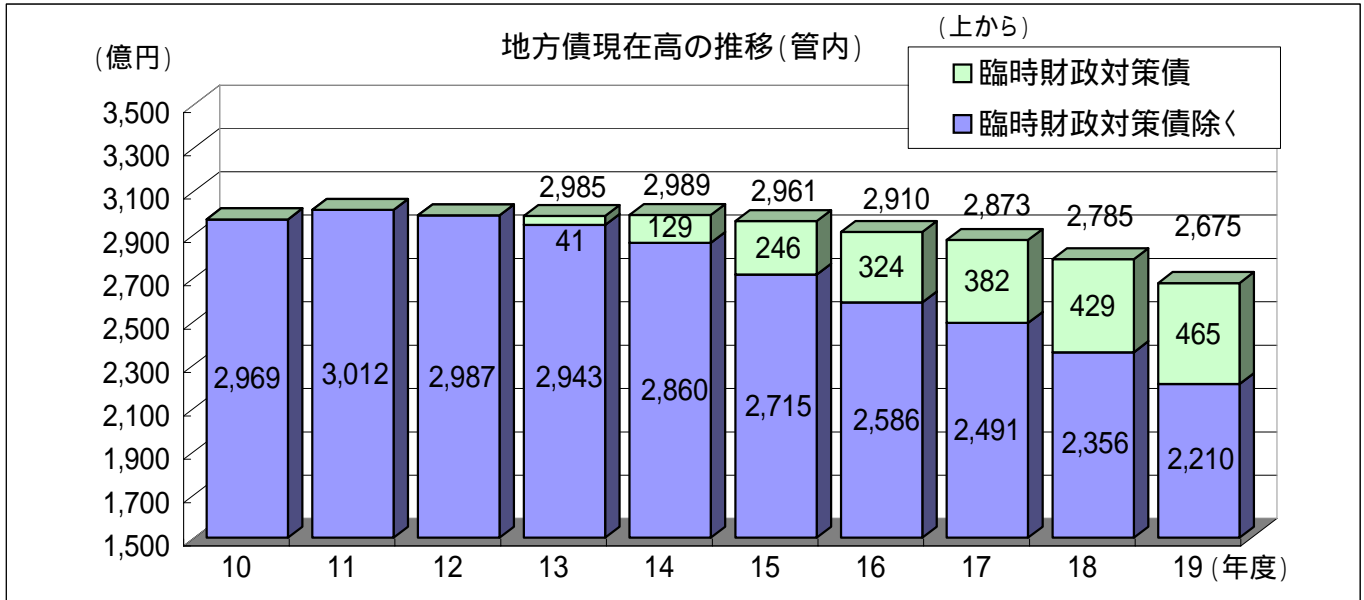


(左から)

■人件費 ■物件費 ■維持補修費 ■扶助費 ■補助費等 ■公債費 ■その他

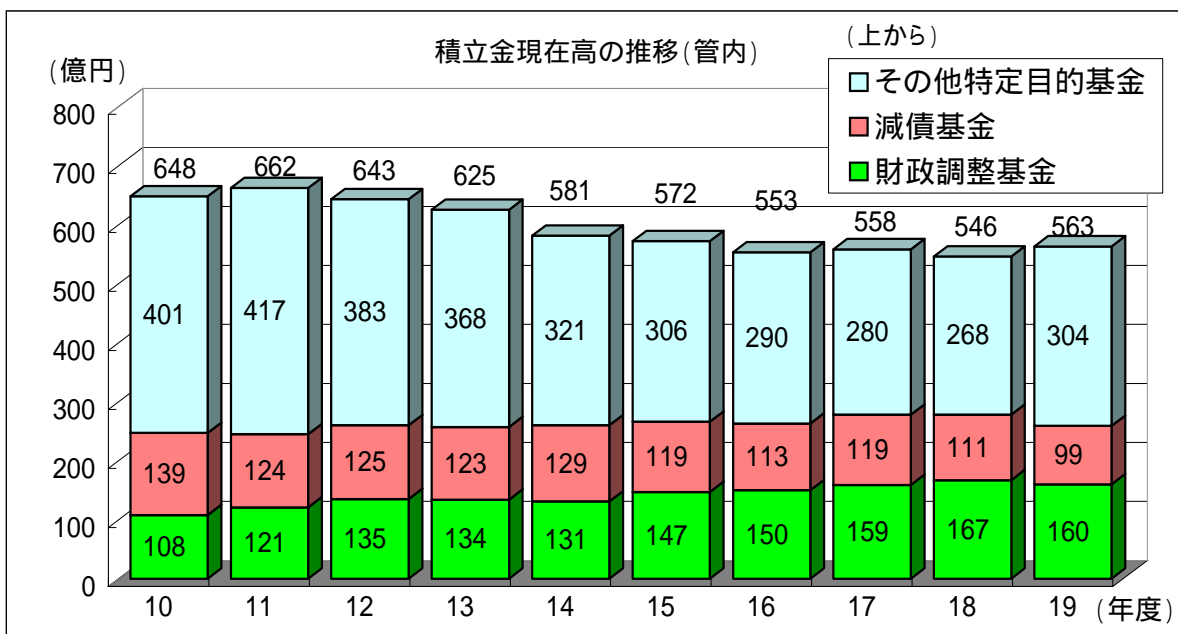
(2) 地方債現在高

管内市町村の平成19年度末地方債現在高は、2,674億77百万円で前年度末(2,785億38百万円)と比べ110億61百万円、4.0%減少している。
 主な要因は、平成10年度をピークに普通建設事業費が減少したことに伴う、地方債発行額の減による。



(3) 積立金現在高

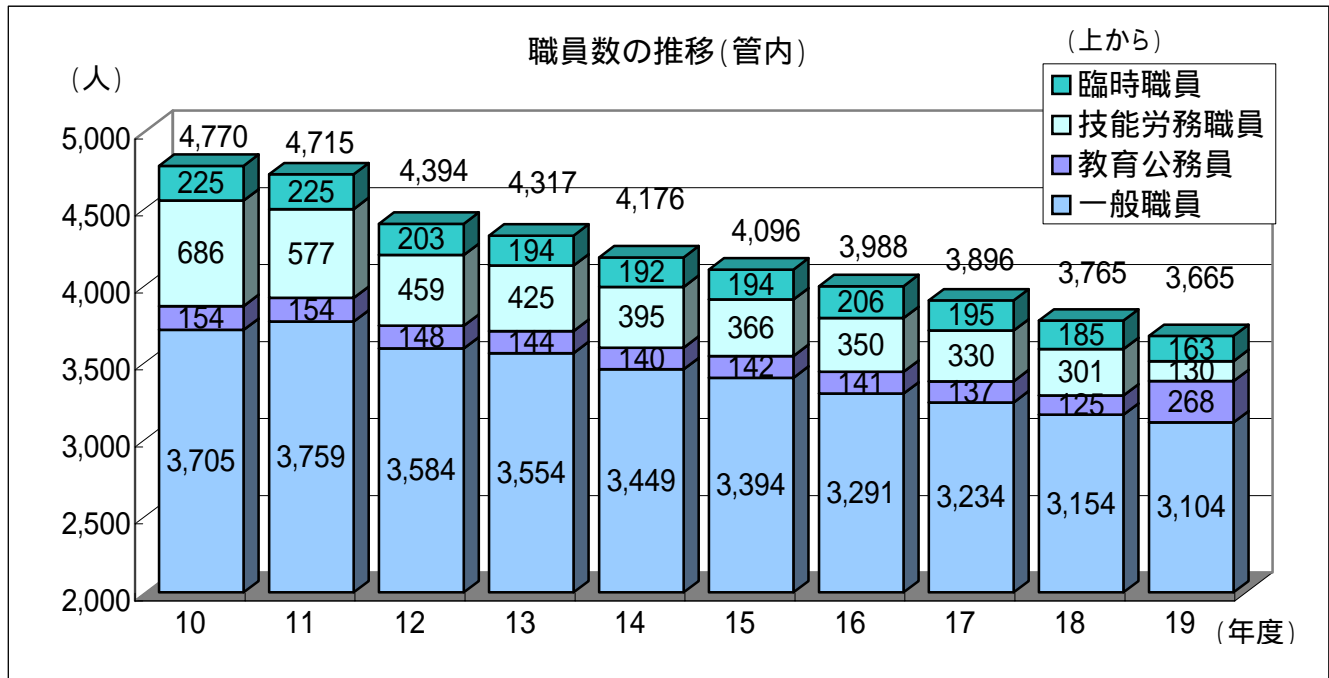
管内市町村の平成19年度末積立金現在高は、562億98百万円で前年度末(546億32百万円)と比べ16億66百万円、3.0%増加している。



(4) 職員数の推移

管内市町村の職員数は、行政改革及び厳しい財政状況から退職者の不補充や新規採用職員の抑制により、平成20年4月1日現在3,665人で、前年度(3,765人)と比べ100人、2.7%減少している。

また、平成10年度と比較した場合、この10年間で1,105人、23.2%減少している。



臨時職員とは、1年を超えて臨時的に任用した職員のこと。

市町村の財政状況(平成19年度決算)

(単位:千円、%)

| 団体名 | 住基人口 H20.3月末 | 財政力 指数 | 標準財政 規模 | 歳入総額 | 歳出総額 | 実質収支 | 経常収支比率 | | | 地方債残高 | 積立金残高 | 債務負担 行為残高 | | |
|------|-----------------|-----------|---------------|---------------|---------------|-----------|--------|-------|-------|-------|---------------|--------------|-------------|--|
| | | | | | | | うち人件費 | うち扶助費 | うち公債費 | | | | | |
| 帯広市 | 169,156 | 0.582 | 37,040,713 | 74,180,933 | 73,893,069 | 287,864 | 88.7 | 28.6 | 12.1 | 23.4 | 97,947,695 | 5,398,563 | 13,552,365 | |
| 音更町 | 44,527 | 0.468 | 10,550,298 | 16,037,687 | 15,759,614 | 259,673 | 85.3 | 19.4 | 4.7 | 21.3 | 21,347,684 | 2,889,892 | 951,008 | |
| 士幌町 | 6,733 | 0.263 | 4,394,182 | 6,847,998 | 6,689,585 | 139,621 | 92.4 | 27.1 | 2.0 | 26.0 | 8,899,791 | 4,973,694 | 181,007 | |
| 上士幌町 | 5,314 | 0.251 | 3,283,885 | 5,430,431 | 5,303,510 | 123,056 | 83.1 | 21.3 | 2.6 | 21.4 | 6,016,791 | 3,843,609 | 310,629 | |
| 鹿追町 | 5,723 | 0.282 | 3,425,222 | 5,741,645 | 5,624,655 | 107,123 | 74.0 | 29.1 | 1.4 | 20.5 | 6,167,846 | 2,108,628 | 473,125 | |
| 新得町 | 6,937 | 0.295 | 3,903,279 | 6,312,677 | 6,111,393 | 139,830 | 78.2 | 21.3 | 3.2 | 17.4 | 5,615,104 | 4,132,285 | 308,742 | |
| 清水町 | 10,532 | 0.323 | 4,519,651 | 6,962,676 | 6,856,328 | 106,348 | 92.6 | 28.9 | 3.6 | 27.6 | 9,032,058 | 1,307,866 | 4,770,051 | |
| 芽室町 | 19,315 | 0.436 | 6,444,414 | 10,270,519 | 10,064,077 | 204,399 | 85.2 | 22.3 | 5.2 | 17.9 | 9,569,119 | 2,802,192 | 990,713 | |
| 中札内村 | 4,005 | 0.307 | 2,147,665 | 4,245,395 | 4,154,306 | 91,089 | 79.1 | 23.8 | 1.3 | 15.9 | 4,123,667 | 2,947,835 | 577,250 | |
| 更別村 | 3,406 | 0.250 | 2,533,557 | 4,132,929 | 3,999,424 | 123,905 | 86.5 | 23.0 | 1.3 | 26.1 | 4,190,456 | 3,084,576 | 154,057 | |
| 大樹町 | 6,266 | 0.220 | 4,191,827 | 6,426,629 | 6,185,746 | 240,700 | 89.6 | 23.0 | 1.3 | 29.4 | 9,837,668 | 1,627,012 | 1,280,055 | |
| 広尾町 | 8,273 | 0.197 | 4,829,042 | 7,771,833 | 7,669,648 | 97,952 | 88.2 | 20.6 | 4.3 | 26.2 | 16,330,864 | 1,904,604 | 639,354 | |
| 幕別町 | 27,343 | 0.332 | 8,574,218 | 14,469,203 | 14,236,243 | 232,828 | 89.9 | 21.6 | 3.5 | 28.8 | 22,933,988 | 2,995,000 | 1,896,399 | |
| 池田町 | 8,132 | 0.249 | 3,543,718 | 6,104,235 | 6,011,375 | 92,860 | 91.8 | 25.6 | 2.7 | 23.7 | 6,598,925 | 1,846,093 | 592,128 | |
| 豊頃町 | 3,749 | 0.215 | 2,860,902 | 4,710,419 | 4,656,496 | 45,351 | 87.2 | 27.9 | 1.8 | 26.9 | 6,160,841 | 1,980,925 | 448,263 | |
| 本別町 | 8,680 | 0.279 | 4,175,496 | 7,342,857 | 7,260,012 | 78,786 | 88.8 | 29.6 | 1.9 | 22.7 | 7,353,803 | 2,380,567 | 763,986 | |
| 足寄町 | 8,154 | 0.215 | 4,962,844 | 10,193,758 | 10,082,639 | 109,833 | 86.7 | 23.7 | 1.7 | 29.1 | 12,177,373 | 4,907,646 | 340,038 | |
| 陸別町 | 2,849 | 0.170 | 2,523,275 | 5,205,690 | 5,085,182 | 65,574 | 80.9 | 26.3 | 1.7 | 25.9 | 4,944,159 | 4,286,322 | 462,389 | |
| 浦幌町 | 5,993 | 0.181 | 3,838,931 | 5,863,491 | 5,718,913 | 138,814 | 87.7 | 24.5 | 2.7 | 28.5 | 8,229,666 | 881,116 | 596,933 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 町村計 | 185,931 | 0.297 | 80,702,406 | 134,070,072 | 131,469,146 | 2,397,742 | 86.5 | 23.7 | 3.0 | 24.3 | 169,529,803 | 50,899,862 | 15,736,127 | |
| 支庁合計 | 355,087 | 0.382 | 117,743,119 | 208,251,005 | 205,362,215 | 2,685,606 | 87.2 | 25.3 | 5.8 | 24.0 | 267,477,498 | 56,298,425 | 29,288,492 | |
| 全道合計 | 5,571,770 | 0.459 | 1,512,370,684 | 2,758,851,573 | 2,768,296,876 | 9,445,303 | 90.7 | 25.6 | 7.1 | 24.7 | 2,633,829,342 | 367,174,590 | 233,171,749 | |

地方債残高は特定資金公共投資事業債を含む。

財政力指数、経常収支比率は加重平均

6 会計の区分に関する用語解説

一般会計

一般会計とは、福祉・教育・土木・衛生などの市町村の基本的な施策を行うための会計であり主な収入には、市町村税・地方交付税・国庫支出金等があります。一般会計のほかに、特定の収入をもって特定の事業を行うために設けられているのが、特別会計です。

普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたものです。一般会計の中で、公営事業会計に係る収支を経理している場合には、これに係る一切の収支は普通会計から分別して、公営事業会計中の該当会計において経理されたものとして取り扱っております。

特別会計

特別会計とは、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計や老人保健会計などの事業会計や、市町村が独自に設けている交通災害共済事業会計、土地取得会計など普通会計に属する特別会計、さらには競馬・競輪などの収益事業会計や公営企業会計に区分されます。

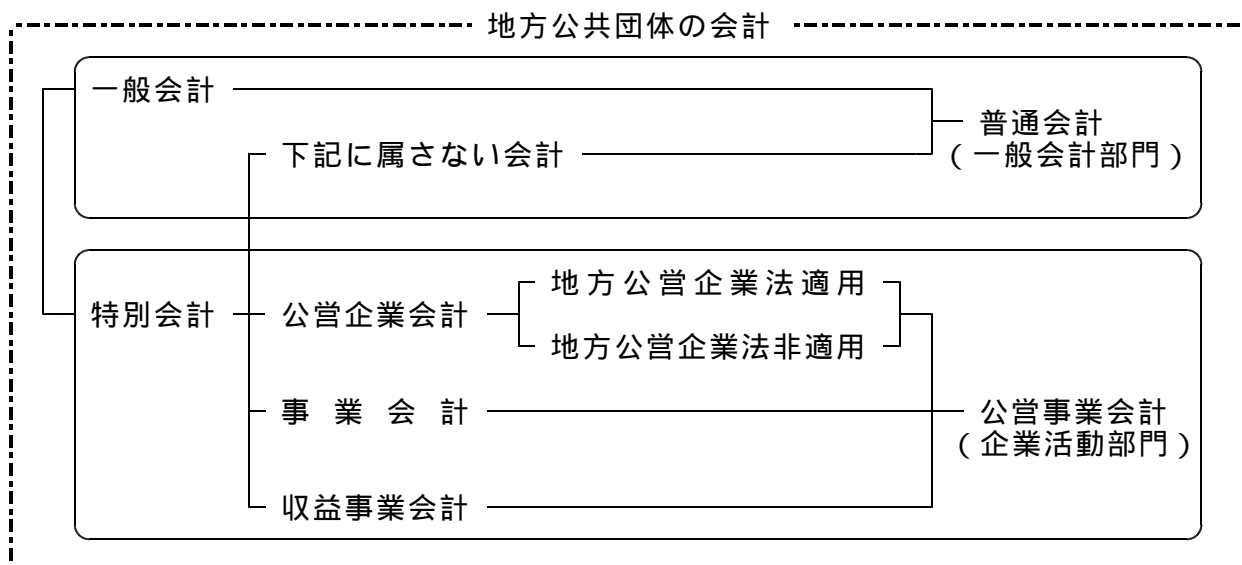
公営事業会計

公営事業会計とは、法律の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいい、次のように分類されます。

地方財政法施行令第37条に掲げる事業に係る公営企業会計
収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学附属病院事業会計
上記 及び の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計

公営企業会計

公営企業会計には、病院事業や上水道事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、民間企業と似た経理を行っているものがあります。



7 普通会計に関する用語解説

形式収支

形式収支とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入総額 - 歳出総額

実質収支

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の逓次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源（純剰余または純損失）

一般財源

用途の指定されていない財源のことですが、考え方により範囲に広狭があります。

ここでは、次の2種類のことを**一般財源**としています。

市町村税（目的税、交付金を含む。） 地方交付税、地方譲与税、
利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金、
ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、
特別地方消費税交付金、地方消費税交付金。
上記 に掲げるもののほか、交通安全対策特別交付金、使用料、手数料、
財産収入、諸収入及び地方債などのうち用途の特定されないもの。

経常一般財源

経常一般財源とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。具体的には、次のとおりです。

市町村税（目的税を除く。） 地方譲与税、普通交付税、ゴルフ場利用税交付金、
自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、
国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、
配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、
特別地方消費税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、
経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないもの。

義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。

人件費 + 扶助費 + 公債費

投資的経費

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

普通建設事業費 + 災害復旧事業費 + 失業対策事業費

経常収支比率

経常収支比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税 + 普通交付税等） + 減税補てん債 + 臨時財政対策債}} \times 100$$

財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が大きいほど財政力が強いと考えられます。

基準財政収入額 / 基準財政需要額

基準財政需要額

基準財政需要額とは、普通交付税算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額をいいます。

単位費用 × (測定単位の数値 × 補正係数) (各行政項目ごとに算定)

基準財政収入額

基準財政収入額とは、普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額をいいます。

(市町村)標準的な地方税収入 × 100分の75 + 地方譲与税等

標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。

(基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 / 75
+ 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 普通交付税額

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率・資金不足比率について

1 健全化判断比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき地方公共団体は、毎年度、以下の**健全化判断比率**を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとなりました。

実質赤字比率

連結実質赤字比率(全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率)

実質公債費比率

将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実施的負債の標準財政規模に対する比率)

各比率の算出方法については、「[健全化法用語解説](#)」参照してください。

2 各指標が基準以上となった場合

健全化判断比率には、「**早期健全化基準**」と「**財政再生基準**」という2つの基準が設けられております。

将来負担比率は、早期健全化基準のみが設けられています。

各市町村毎の「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は、別紙『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に係る健全化判断比率の状況』を参照してください。

【早期健全化基準】

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、その実施状況について毎年度、議会や道(道を通じて国)に報告し、財政健全化団体として**財政の早期健全化を目指します**。

なお、国又は道は、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは必要な勧告をすることができます。

【財政再生基準】

将来負担比率を除く指標のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生計画を議会の議決を経て定めその実施状況について毎年度その実施状況を議会や国(道を通じて)に報告し、財政再生団体として**財政の再生(再建)を目指します**。

なお、財政再生計画に国の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができません。

また、国は財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等必要な措置を勧告することができます。

3 資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに**資金不足比率**を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとなりました。

概要については、「[健全化法用語解説](#)」参照してください。

4 資金不足比率が基準以上となった場合

資金不足比率には、「**経営健全化基準**」という基準が設けられております。

経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を議会の議決を経て定め、その実施状況について毎年度、議会や道(道を通じて国)に報告し、**公営企業の経営の健全化**を目指します。

なお、国又は道は、経営健全化計画の実施状況を踏まえ、公営企業の経営の健全化が著しく困難であると認められるときは必要な勧告をすることができます。

健全化法用語解説

実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度決算からは、財政規模に応じて、11.25%～15%（早期健全化基準）以上の団体については財政健全化計画、20%（財政再生基準）以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度決算からは、財政規模に応じ、16.25%～20%（早期健全化基準）以上の団体については財政健全化計画、経過措置30%（財政再生基準）以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

財政再生基準経過措置 【20決算：40%】 【21決算：40%】 【22決算：35%】

$$\frac{\text{全ての会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度決算からは、25%（早期健全化基準）以上の団体については財政健全化計画、35%（財政再生基準）以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D}$$

- A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E：標準財政規模
- F：臨時財政対策債発行可能額

将来負担比率

将来負担比率とは、地方債の残高ほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模と比較した比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度決算から各団体で算出することとなり、平成20年度決算以降は、350%（早期健全化基準）以上の団体は財政健全化計画を策定し財政の健全化に向けた取り組みを進めなければなりません。

$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100$$

A：地方債の残高や債務負担行為に基づく支出予定額などの一般会計等が今後負担すべき額（将来負担額）

B：Aに充てることができる基金

C：Aに充てることができる特定財源

D：地方債の現在高等に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの額

E：標準財政規模

F：地方債の元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る健全化判断比率の状況

| 区 分 | 実質赤字比率 | | | 連結実質赤字比率 | | | 実質公債費比率 | | | 将来負担比率 | |
|-------------|--------|---------|--------|----------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|---------|
| | 19年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 19年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 19年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 19年度 | 早期健全化基準 |
| 帯広市 | - | 11.50 | 20.00 | - | 16.50 | 30.00 | 12.5 | 25.0 | 35.0 | 121.9 | 350.0 |
| 音更町 | - | 13.19 | | - | 18.19 | | 16.4 | | | 102.9 | |
| 土幌町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 13.7 | | | - | |
| 上土幌町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 14.8 | | | - | |
| 鹿追町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 10.0 | | | 65.0 | |
| 新得町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 9.4 | | | - | |
| 清水町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 22.0 | | | 175.8 | |
| 芽室町 | - | 14.16 | | - | 19.16 | | 17.0 | | | 94.2 | |
| 中札内村 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 5.5 | | | - | |
| 更別村 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 11.6 | | | - | |
| 大樹町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 21.4 | | | 155.7 | |
| 広尾町 | - | 14.98 | | - | 19.98 | | 11.8 | | | 119.0 | |
| 幕別町 | - | 13.54 | | - | 18.54 | | 23.9 | | | 188.4 | |
| 池田町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 21.1 | | | 103.1 | |
| 豊頃町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 17.3 | | | 58.1 | |
| 本別町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 19.3 | | | 85.3 | |
| 足寄町 | - | 14.86 | | - | 19.86 | | 22.2 | | | 80.8 | |
| 陸別町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 16.9 | | | - | |
| 浦幌町 | - | 15.00 | | - | 20.00 | | 22.5 | | | 122.3 | |
| 町村平均 | | | | | | | 17.3 | | | 81.2 | |
| 管内平均 | | | | | 15.8 | 94.2 | | | | | |
| 全道平均(除く札幌市) | | | | | 15.8 | 131.4 | | | | | |
| 全道平均 | | | | | 14.4 | 138.3 | | | | | |

【留意事項】

各平均は加重平均となっている。

連結実質赤字比率の財政再生基準は経過措置あり

[20年度決算:40%] [21年度決算:40%] [22年度決算:35%]

資金不足比率については、市町村の公営企業各会計の他、一部事務組合の公営企業会計も対象(十勝環境複合事務組合、十勝中部広域水道企業団)となるが、管内においては、全団体の全会計で発生しない。